

第 761 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和5年2月14日（火）14時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) チリにおける TPP11 協定(CPTPP)の発効日等について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (2) 「よこはま新港合同庁舎」竣工に伴う部門の移転について
（業務部 管理課 西村係長）
4. 連絡事項等

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

現在位置：原産地規則ポータル>協定・法令等>チリにおける TPP11 協定 (CPTPP) の発効日等について

チリにおける TPP11 協定 (CPTPP) の発効日等について

2023年1月19日

2023年2月21日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）が未発効となっていたチリについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、チリを原産地とする TPP11 協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率（以下「EPA 税率」という。）（※）を適用することが可能となります。

（※）国別譲許品目を除いて、TPP11 協定が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

- TPP11 協定の規定を満たす製品については、
 - チリについて TPP11 協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、チリについて TPP11 協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。
- TPP11 協定においては、EPA 税率適用要求手続として、自己申告制度が採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが有する情報に基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面（以下「原産品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより EPA 税率の適用を要求する制度です。
チリを原産地とする貨物についても自己申告制度が適用されます（参考3）。自己申告制度の手続については、「(参考2)「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」をご覧ください。

【リンク】

(参考1) 内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP [「チリによる T P P 1 1 発効のための国内手続完了の通報」](#)

(参考2) [「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～](#)

(参考3) チリについては、TPP11 協定附属書 3-A の適用はありません。

令和5年1月23日

関係各位

横浜税関

「よこはま新港合同庁舎」竣工に伴う部門の移転につきまして

日頃より、税関行政に対する御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、旧横浜第一港湾合同庁舎及び旧横浜税関新港分関の跡地で建設中の「よこはま新港合同庁舎」は、本年3月31日に竣工する予定となっており、同年4月以降、順次、各行政機関の地方官署が移転する予定です。

横浜税関においても、下記の部門等が移転する予定となっておりますので、事前にお知らせいたします。移転時期等の詳細につきましては、移転契約締結後、詳細スケジュールが決まり次第ご案内いたします。

引き続き、御理解・御協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

| 現 庁 舎 | 移 転 予 定 部 門 | 移 転 予 定 時 期 |
|--------|--|-----------------------|
| 本関庁舎 | 業務部 認定事業者管理官（第1～第3） | 令和5年9月頃 |
| 監視部分庁舎 | 監視部 保税総括部門 監視部 保税取締部門 | 令和5年9月頃 |
| 山下分庁舎 | 業務部 収納課 業務部 税関相談官室 業務部 通関総括第1部門 業務部 通関総括第2部門 業務部 通関総括第3部門 業務部 輸出総括部門 業務部 通関情報部門 業務部 通関第1部門 業務部 通関第2部門 業務部 特別通関第1部門、特別通関第2部門 業務部 特別審査官 業務部 首席関税鑑査官、関税鑑査官 業務部 原産地調査官（第1、第2） 業務部 知的財産調査官 | 令和5年10月頃 |
| 瑞穂分庁舎 | 業務部 分析部門 | 令和5年12月頃 |
| 鶴見分庁舎 | 監視部 監視取締センター一室 監視部 保税検査第1部門、保税検査第2部門 監視部 歩留調査部門 監視部 CSI部門 | 令和5年9月頃 令和5年5月 |